

2008年2月7日

淀川水系流域委員会様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

原案審議に関する質問と意見

質問1 宇治残流域の流出量について

第70回委員会審議資料1-1 スライド4で「大洪水時、宇治残流域は240m³/sではないのか?」に対して宇治残流域は240m³/sであるとの回答を得ている(千代延委員)との発言があったので、「これまで河川管理者が天ヶ瀬ダム下流の残流域の流出量は300m³/sであると説明してきたことと異なる。これまで残流域の流出量を300m³/sとしてきた根拠および今回の240m³/sの根拠について明確に説明してください。」(質問受付番号1508)と質問したところ、河川管理者の回答は「第70回委員会審議資料1-1 スライド4で示されている『宇治残流域は240m³/sではないのか?』ということに関しては、流出計算上の結果として宇治残流域からの流出量を10m³/s単位で委員にお示ししたものを指されております。なお、一般的には対象流量が1,000m³/s以上の河川においては、河道の計画流量に用いる数値は100m³/s単位で設定しており、天ヶ瀬ダム下流から山科川合流点までの一連区間における計画高水流量としては、天ヶ瀬ダム放流量に宇治発電所放流量及び宇治残留域からの流量を加え、1,500m³/sとなります。」です。

このようにすれ違った回答は不要です。質問は天ヶ瀬ダム下流から山科川合流点上流までの間の残流域からの流出量をこれまで300m³/sとしてきた根拠、今回240m³/sとした根拠(計算式と使用された数値)は何かということをも明らかにして残流域からの流出量について検討すべきでしょう。

質問2 宇治残流域の流出量について

昭和28年台風13号台風の洪水が発生した場合、別紙—584で流入支川合計(天ヶ瀬ダム下流の残流域)220m³/sと記しています。一方で、天ヶ瀬ダム下流の残流域からの流出量を、これまで300m³/s、今回240m³/sと言っていることの整合性はどこにあるのか、明らかにして検討すべきでしょう。

質問3 琵琶湖後期放流・天ヶ瀬ダム放流に関して

「図4 琵琶湖水位の時間変化比較(昭和36年6月洪水のシミュレーション)」(第67回委員会審議資料1-3-5天ヶ瀬ダム再開発事業についての図4、第70回委員会1-1スライド5)に対応した瀬田川洗堰地点および天ヶ瀬ダム地点のハイドログラフ(整備後)を求めたところ第71回参考委員会審議参考資料1-2 別紙—1509にハイドログラフが掲載されています。

そこで質問ですが、第67回委員会資料では6月26日12時に瀬田川洗堰を全開放流しているのに71回委員会資料では瀬田川洗堰の流量の流量急上昇＝全開は27日12時頃であるのはなぜなのか。

また天ヶ瀬ダムでは960m³/s程度まで上げていた放流量を26日12時頃に急激に450m³/sまで下げるのはなぜか。また6月27日4時頃に放流を増加させて1330ないし1,200m³/sまで増加させるのはなぜか。

この操作を変えれば、天ヶ瀬ダムの放流を1200m³/s以下に抑制することができると考えられますがどうなのか。

以上を明らかにして、下流に負担の少ない放流を検討すべきでしょう。

質問4 原案では塔の島地区で昭和28年台風13号洪水を計画高水位以下で流下できても、1500m³/sの流下能力は確保できないことについて

第70回委員会「補足資料その2 洪水規模と宇治川改修の関係について」に対する質問受付番号1510に対する回答が第71回委員会審議参考資料1-1 質問・回答集p9に掲載されています。

「宇治川の水位は下流の三川合流部における水位の影響を大きく受けま
す。・・・三川合流部の水位が低い条件では宇治川の計画高水位以下で1,500m³/s
を流すことができることに対して、淀川水位が計画高水流量である12,000m³/s
流下時には宇治川で1,500m³/sの流下能力が確保できていないことを示
しております。・・・上記をまとめますと、宇治川では原案に記載されている塔
の島地区の河道整備後において、昭和28年台風13号×1.0倍洪水を計画高水
位以下で流すことができます。ただし、塔の島地区の河道整備実施後において
も、当該区間の流下能力としては1,500m³/sを確保できていません。これは下
流淀川水位が計画高水位である12,000m³/s流下時のように高い水位の場合に
塔の島地区で1,500m³/sの流下能力が確保できていないということを意味して
おり、将来的に実施する淀川本川及び宇治橋下流の河床掘削による宇治川の
水位低下によって、塔の島地区において計画高水流量の1,500m³/sを計画高水位
以下で流下させることが出来るようになります。」と記しています。

①「原案に記載されている塔の島地区の河道整備後において、昭和28年台風13号×1.0倍洪水を計画高水位以下で流すことができる。」としながら「ただし、塔の島地区の河道整備実施後においても、当該区間の流下能力としては1,500m³/sを確保できていません。」という記述は、塔の島地区において、昭和28年台風13号×1.0倍洪水は、1500m³/sでないということなのか。一体いくら流量なのか。

②「将来的に実施する淀川本川及び宇治橋下流の河床掘削」とあるが、「将来的に実施する」の意味は、河川整備計画期間内のことなのか、計画期間より後のことなのか。

③「淀川本川及び宇治橋下流の河床掘削」の内容はなにか。

以上を明らかにして原案計画を根本から検討すべきでしょう。

これまで河川管理者は、「基本方針で宇治地点1/150、計画高水流量15000 m^3/s が決められている。」「宇治地点を山科川合流点・天ヶ瀬ダム間の代表点として位置づける」「天ヶ瀬ダムから山科川合流点までの一連区間において宇治地点の計画高水流量15000 m^3/s に対応した河道計画を策定する。」(19年11月4日塔の島地区河川整備に関する意見交換会)と説明しています。

一方で、河川管理者は「淀川における洪水調節の考え方」(第67回委員会審議資料1-3-3)において「淀川本川の水位を計画高水位以下におさめるために天ヶ瀬ダムの二次調節を行う。」「このため、天ヶ瀬ダムの洪水調節時の放流量を現況8400 m^3/s から11400 m^3/s に増強する。」「天ヶ瀬ダムの洪水調節容量の有効活用と、さらなる不足分を補うために大戸川ダムを整備する。」

「天ヶ瀬ダムの洪水調節容量時の放流量を11400 m^3/s を小さくした場合、天ヶ瀬ダムの洪水調節容量を消費することになり、大戸川ダムにより多くの洪水調節容量を求めることになる。」としている。そして「整備計画における宇治川の改修」として「・宇治地点の流量は天ヶ瀬ダムからの放流量11400 m^3/s に宇治発電所、宇治残留域からの流入量を加えたものとなるために、戦後最大洪水(昭和28年台風13号)が発生した時は宇治地点の流量は15000 m^3/s となる。・したがって、宇治川(宇治地点)において流下能力を15000 m^3/s の増強する改修が必要となり、1/150の洪水を安全に流下させることができる。・加えて、15000 m^3/s の琵琶湖後期放流を行うことができるようになる。」としています。この二つも矛盾した説明ですが、さらにこれらの説明と矛盾していると考えますがいかがでしょうか。

天ヶ瀬ダム・・・志津川・白川流入・・・塔の島地区亀石51.6k・・・観流橋上流51.4k・・・観流橋：宇治発電所放流流入・・・朝霧橋上流51.2k・・・宇治橋上流50.8k・・・JR宇治川橋梁下流50.6k・・・関電吐水路流入(菟道)50.0k・・・戦川・弥陀次郎川流入・・・山科川合流点47.0k。

質問5 宇治橋下流はすでに15000 m^3/s の流下能力がある。塔の島地区は、戦後最大洪水・昭和28年台風13号洪水と昭和36年6月洪水の琵琶湖後期放流(天ヶ瀬1200以下に低減させる)に対応し、塔の島地区の河川環境を修復し保全するために、改修規模を12000 m^3/s 程度の規模にするあらゆる方策の検討を

1、河川管理者は淀川水系における洪水調節の変え方」(第67回委員会審議資料1-3-3)で「・宇治地点の流量は天ヶ瀬ダムからの放流量11400 m^3/s に宇治発電所、宇治残留域からの流入量を加えたものとなるために、戦後最大洪水(昭和28年台風13号)が発生した時は宇治地点の流量は15000 m^3/s となる。・したがって、宇治川(宇治地点)において流下能力を15000 m^3/s の増強する改修が必要となる。」と説明しています。

河川管理者は、第70回委員会(H20.1.9)で宇治残流域からの流入量は2

40 m³/s であるとししました（これまでは300 m³/s と説明）。

河川管理者の説明に従うと、 $1140 + 60 + 240 = 1440$ m³/s となります。

山科川合流点上流域（天ヶ瀬ダム下流）の流域は約27 km²。宇治橋上流域は約16.8 km²（塔の島地区河川整備に関する意見交換会（H19.11.4）資料4）です。宇治残流域からの流入量が単純に流域面積に比例するものとする、

宇治橋＝塔の島地区（塔の島地区の宇治発電所放流口から宇治橋までは河川の流入はありません）の流量は $1140 + 60 + 240 \times 16.8 / 27 = 1349$ となります。

さらに、別紙—584では「河川整備状況（現況）において、昭和28年台風13号の洪水が発生した場合、天ヶ瀬ダム下流の流入支川合計は220 m³/s」としています。

この数値を用いた場合は、山科川合流点上流 $1140 + 60 + 220 = 1420$ となります。

宇治橋＝塔の島地区は、 $1140 + 60 + 220 \times 16.8 / 27 = 1337$ となります。

河川管理者の言い分どおり行っても宇治橋＝塔の島地区は昭和28年台風13号洪水の場合、1340 m³/s 程度の流下能力があればよいということになり、1500 m³/s 改修の必要性はありません。

2、昭和36年6月洪水の琵琶湖後期放流に関しては質問3に記しているとおり、天ヶ瀬ダムの放流操作の見直しで1200 m³/s 以下の放流への可能性を検討すべきであると考えます。

3、塔の島地区の改修規模を1200 m³/s に近づけるための方策

●現況河道 昭和28年台風13号の場合、

宇治地点のピーク流量は、天ヶ瀬ダム800＋宇治発電所60＋天ヶ瀬ダム下流支川合計220＝1070 m³/s（別紙—584）。*この場合、天ヶ瀬ダムの放流量はピークの840 m³/s になっていません。

●整備後 昭和28年台風13号の場合

宇治橋：塔の島地区＝天ヶ瀬ダムA＋宇治発電所B＋流域流入量C（137）です。

①天ヶ瀬ダム放流Aを1140 m³/s から低減するのがポイントですその場合、どこまで低減できるのか天ヶ瀬ダムの洪水調節容量への影響を検討する必要があります。

②現況河道と同様に時差放流ができないのかの検討も必要です。

③宇治発電所が、大洪水という非常時に平常時と同じ60 m³/s を放流することは納得できないことであって、関電吐水路でもって宇治橋下流に流す方法も検討すべきです。

④宇治橋上流流域の流入量も再度検討すべきです。

天ヶ瀬ダム1100＋宇治発電所 0＋138＝1238

天ヶ瀬ダム1100＋宇治発電所 20＋138＝1258

●塔の島地区の流下能力

私たちの要求と委員会の指摘通り、この5年間の天ダム再開発関連の河川工事によって河積を狭め流下能力を低下させた河川管理施設を撤去することによって、1000 m³/s まで流下能力を回復できます。また亀石下流の道路かさ上げを行えば1120 m³/s までになります。

対策案	流下能力 m ³ /s
現況	890
対策①締切堤撤去	940
対策①+②宇治右岸（宇治山田護岸）のセットバック	1,030
対策①+②+③塔の川導水路管撤去（L=130m：水位計まで）	1,050
対策①+②+③+④亀石下流の道路嵩上げ（右岸）	1,120

（塔の島地区河川整備に関する意見交換会（H19.11.49資料—4『塔の島地区河川整備について』）

さらに上記に加えて塔の川の落差工を1m切り下げた場合、流下能力は約1220 m³/s になります（受付番号1392への回答）。

4、塔の島地区の河川環境を修復・保全しながら1500 m³/s 以上を流下させる方策として流下能力不足分300 m³/s 程度を塔の島地区を迂回するバイパストンネルで流下させる方策も検討すべきです。

塔の島地区バイパストンネル案は、塔の島地区河川整備検討委員会において小林寛明委員が提案され、また市民からも提案があったものです。

質問6 河川環境の修復について

①河積を狭め、河川環境を悪化させた塔の川締切堤、導水管、亀石遊歩道の撤去が必要です。塔の川締切堤撤去によって導水管は無用の長物となります。河川環境の修復を考えた場合、天ヶ瀬吊橋までの間の完全撤去が必要と考えますが、ご検討ください。

②亀石の保全について

塔の島地区において原案通りの河床掘削を行った場合、水位が約1m低下する。この水位低下により、千年の昔より宇治川の名勝と語り伝えられ、菟道小学校校歌でも歌われ、千年以上その姿を変えずに宇治川に浮かべていた亀石、そして京都府のレッドデータブックに掲載されている貴重な亀石が、日干しとなり陸地化する。これは宇治市民としては到底容認できないことです。河床掘削による水位低下約1mが亀石の陸地化の原因となるのですから、水位低下をさせない、すなはち河床掘削を極力避ける方策、すなはち塔の島地区改修規模の縮小以外にないと考えます。ご検討ください。

⑧亀石（宇治川右岸 51.6k 付近川岸より上流を望む）



現況写真

第2回塔の島地区河川整備に関する検討委員会(H17.12.14)資料から



フォトモンタージュ 河道掘削時 [本川約 0.4m河道掘削]

- 37 -